

令和8年度

災害防除事業

市道元常線

市道元常線 災害防除工事 仕様書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市比和町木屋原

工 事 概 要

工 事 名	市道元常線 市道元常線 災害防除工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市比和町木屋原						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単 位	摘 要
				当初	変更		
	延長	L=		24		m	
	幅員	W=		11			
	法面工	特殊モルタル吹付工	タフネスフォーマー工法	350		m ²	
		法面洗浄		350		m ²	
		樹皮マルチソイル工法	樹皮マルチソイル防草工	38		m ²	
	構造物撤去工	モルタル殻処分	Co殻 (有筋)	26.0		t	
	仮設工	交通誘導員	工事用信号	6		日	
	準備工	伐採	木・幹	21		空m ³	

令和 8 年度

市道元常線災害防除工事

庄原市比和町木屋原

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	市道元常線災害防除工事		
執行年度	令和 8 年度	諸経費区分	公共 令和07年度
工種区分	道路改良工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 6月 1日付 公共	単価地区	51:庄原市(旧総領町,旧東城町,旧高野町を除く)
機損適用年月日	令和 7年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 7年 8月 公共

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 一般交通影響有り(2)-2 現場管理費 …………… 一般交通影響有り(2)-2 現場環境改善費 …… 大都市・市街地以外
現場環境改善費	計上する
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

諸経費設定情報

名 称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
【 工区名称：道路改良工事01 】	
[共通設定]	
施工地域	一般交通影響有り(2)-2
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合
工事価格端数調整	千円止め
現場環境改善費計上区分	計上する
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
施工地域補正の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[現場環境改善費]	
率指定	しない
施工地域区分	大都市・市街地以外
乗算補正(*n)	0
加算補正(+n) (%)	0
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正率合計値の上限 (%)	0
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
施工地域補正の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路改良工事01	1	式				
道路改良	1	式			Lv1	処:
老朽化法面对策工	1	式			Lv2	
特殊モルタル吹付工	1	式			Lv3	
タフネスフォーマー工法	1	式			Lv4	
タフネスフォーマー (型14 k g / m2) 施工条件500m2未満	350	m2			施 1 号	
法面洗淨工	1	式			Lv4	
法面洗淨	350	m2			施 2 号	
樹皮マルチソイル工法	1	式			Lv4	
樹皮マルチソイル防草工 吹付厚さ t = 5 c m 施工条件500m2未満	38	m2			施 3 号	
構造物撤去工	1	式			Lv2	処:
モルタル殻処理工	1	式			Lv3	処:

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
モルタル殻処分	1	式			Lv4	処:
積込(コンクリート殻)	10	m3			P 4 号	
殻運搬 吹付法面とりこわし(丸外) 機械積込 27.5km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	10	m3			P 5 号	
再資源化施設受入費 コノ塊(有筋) 10t,4t,2t (宍林商会 門田リサイクルプラント 庄原市門田町)	26	t				処:
仮設工	1	式			Lv2	
交通管理工	1	式			Lv3	
信号機設置	1	式			Lv4	
工食用信号機(基本料) 灯体×2,ポール2,十字台×2,コントロー-	1	組				
工食用信号機(賃貸料) 灯体×2,ポール2,十字台×2,コントロー-		日				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
準備費	1	式				処:
伐採	210	m2			単 7 号	
集積・積込 ユニック4t	210	m2				
伐採木・根・竹運搬費 20km以上～25km未満						
見積	21	空m3				
伐採木・根・竹処分費 幹のみ						
見積	21	空m3				処:
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				一般交通影響有り(2)-2
現場環境改善費率分	1	式				大都市・市街地以外
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				一般交通影響有り(2)-2
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする

市道 元常線 災害防除工事（令和8年度）

【 第 1 号 施工単価表 】						
タフネスフォーマー（ 型14 k g / m2 ）施工条件500m2未満						100 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
法面工		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
タフネスフォーマー 吹付配合 液：粉 = 1.0：3.5	1,400	kg				
TFネット 2.6-2.0×100mm目（ナックル加工）	140	m2				
TFアンカー 13mm L=400mm [HDZ35]	100	本				
TFアンカー] 9mm L=200mm [HDZ35	300	本				
TFコイル 2.6-2.0 D12×P10×L80	204	個				
モルタルコンクリート吹付機運転 湿式モータ駆動0.8～1.2m3/h		時間				
空気圧縮機運転(賃料) 可搬・スクユ・エンジン10.5-11.0m3/min 超低騒音型・排対型2次		日				
発動発電機運転(賃料) デューセル10kVA 排対型・3次基準		日				

【 第 1号 施工単価表 】 (続 き)
 タフネスフォーマー (型14 k g / m2) 施工条件500m2未満

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
小型渦巻きポンプ 可搬・自吸エンジン駆動 口径50mm 全揚程30m 排対型:3次基準		日				
諸 雑 費		%				
諸 雑 費 小規模割増500m2未満30%		%				
計						
単位当たり						

市道 元常線 災害防除工事（令和8年度）

【 第 2 号 施工単価表 】

法面洗淨

1,000 m2 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
法面工		人				
普通作業員		人				
高圧洗淨機運転 工事用・インソク駆動25MPa		日				
諸 雑 費		%				
計						
単位当たり						

市道 元常線 災害防除工事（令和8年度）

【 第 3 号 施工単価表 】

樹皮マルチソイル防草工 吹付厚さ t = 5 c m 施工条件500m2未満

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
法面工		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
ラス張工 施工規模250～500m2未満 時間制約無	100	m2			施 6 号	
防草基盤材 バリアーグラス	6.5	m3				
モルタルコンクリート吹付機運転 湿式モーター駆動0.8～1.2m3/h		日				
空気圧縮機運転(賃料) 可搬・スクリーン18-19m3/min 超低騒音型・排対型2次		日				
発動発電機運転(賃料) タイプⅡ25kVA 排対型:3次基準		日				
諸 雑 費		%				
諸 雑 費 小規模割増500m2未満20%		%				
計						

市道 元常線 災害防除工事（令和8年度）

【 第 4 号 施工パッケージ 】 積込(コンクリート殻) 1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			9.24				
バックホ(クロー型)[標準型・排対:2014年規制] 標準バックホ 山積0.8m3[平積0.6m3]			9.24				
【労務】			86.65				
普通作業員			78.20				
運転手(特殊)			8.45				
【材料】			4.11				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			4.11				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 費用の内訳 全ての費用							

市道 元常線 災害防除工事（令和8年度）

【 第 5 号 施工パッケージ 】							
殻運搬 吹付法面とりこわし(EL外) 機械積込 (27.5km以下 DID区間無 ,タヤ損耗費(良好)含む)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			20.72				
<賃>ダンプトラック 積載質量4t			20.72				
【労務】			65.82				
運転手（一般）			65.82				
【材料】			13.46				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			13.46				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 4 殻発生作業 吹付法面とりこわし(EL外)				[J2] = 1 積込工法区分 機械積込			
[J3] = 1 DID区間の有無 DID区間無				[JG] = 15 運搬距離 27.5km以下			
[JJ] = 1 費用の内訳 全ての費用							

市道 元常線 災害防除工事（令和8年度）

【 第 6 号 施工単価表 】						
ラス張工 施工規模250～500m2未満 (時間制約無 ,)						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
吹付砕工 ラス張工 法面清掃及びラス・アンカーピン設置 【材工共】	1	m2				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 施工規模 施工規模250～500m2未満			[B] = 1 時間制約 時間制約無			
[D] = 1 法面清掃区分 法面清掃必要						

市道 元常線 災害防除工事（令和8年度）

【 第 7号 単価表 】

伐採

1,000 m2 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
法面工		人				
普通作業員		人				
チェーンソー運転		日				
<作>ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型) 16t吊,オペレータ付 排1~3,2011,2014		日				
諸 雑 費 (丸め)		%				
計						
単位当たり						

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、**市道 元常線 災害防除工事** に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

本工事では、土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。

- ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
- ・ 1-1-3-7 契約後VE工事
- ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
- ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第1章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。
 - (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
 なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。
 また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 2 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が10km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
 - (2) 兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。
 - (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
 なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。
 また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。
- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務の承認を取消すものとする。
- (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日定める条例（平成17年3月31日条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
 - (6) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 5 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えないこと。
 - (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
 - (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事についても、上記（2）～（7）の要件を全て満たすこと。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（2）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（6）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 3 建設業法第26条第3項第2号の規定（以下、「専任特例2号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
 - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例2号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
 - (2) 配置する工事現場の数が1であること。
 - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (4) 下請次数が3を超えないこと。
 - (5) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。

- (6) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
 - (8) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者を配置する場合には、前項（3）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（7）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第 6 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 [1-1-1-26](#) 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 7 節 週休二日制工事

本工事は、週休二日制工事（受注者希望型）であり、「庄原市週休二日制工事実施要領」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「週休二日制工事希望届出書」、「休日取得工程表」、「休日取得状況表」は、「庄原市HP」> 市政情報> 入札・契約・公売> 各種様式（建設工事等の入札・契約関係）> 建設工事関係」に掲載している。

第 8 節 ICT活用工事

本工事はICT活用工事（土工・舗装工）【実施方法により「土工」又は「舗装工」、「河川浚渫」、「法面工」、「地盤改良工」、「舗装工（修繕工）」、「構造物工（橋脚・橋台）」を選択（複数選択可）して記載する】（発注者指定型／発注者指定（簡易）型／受注者希望型）【実施方法により「発注者指定型」又は「発注者指定（簡易）型」、「受注者希望型」を選択して記載する】およびICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））（受注者希望型）であり、「ICT活用工事実施要領（令和4年6月1日一部改正）」及び「ICT活用工事共通仕様書（令和4年6月）」に基づき実施するものとする。「ICT活用工事実施要領（令和4年6月1日一部改正）」及び「ICT活用工事共通仕様書（令和4年6月）」に記載の国土交通省が定めるICT活用工事の実施要領及び積算要領は、「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（令和4年4月1日以降適用）」を適用する。

第 9 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月（令和7年8月改定）広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 10 節 遠隔地からの労働者を確保する場合の積算方法

- 1 「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準書等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計

変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費（宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 受注者は、遠隔地から労働者を確保する場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書を作成し、監督職員に提出する。
- 3 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準書等に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- 7 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 8 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。
 - (1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合： 12.82%
 - (2) 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合： 1.52%

第 11 節

法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 12 節

建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆

の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量

(5) 建設発生土の搬出が完了した日

1.0 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

1.1 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

1.2 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

1.3 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合

(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

(3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード

(4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 1 節 架空線の防護管

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

第 3 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。